

告示

埼玉県告示第千二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

浦忍	氏名	住所	
	名称	施術所	
白山通り整骨院	所在地		
東京都文京区白山五―十三―一			
平成二十七年十月十四日	辞退年月日		